奈良県告示第百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、西辻土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十一年八月十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事　森田　秀昭　葛城市西辻一五七
〃　辻仲　隆典　〃　〃　一四三
〃　奥村　喜照　〃　〃　二〇四
〃　奥村　雅由　〃　〃　九四―二
〃　吉井　博　〃　〃　九八―三
〃　池田　正彦　〃　〃　一五六
監事　井森　清勝　〃　〃　一六九
〃　吉井　進　〃　〃　二〇六―三
〃　巽　博隆　〃　脇田二三九

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事　森田　秀昭　葛城市西辻一五七
〃　辻仲　隆典　〃　〃　一四三
〃　奥村　喜照　〃　〃　二〇四
〃　奥村　雅由　〃　〃　九四―二
〃　吉井　博　〃　〃　九八―三
〃　池田　政彦　〃　〃　一五六
監事　奥村　喜洋　〃　〃　一〇二―三
〃　涌田　純治　〃　〃　二一二―一
〃　巽　博隆　〃　脇田二三九